賃貸借契約書

兵庫県立社高等学校(以下「甲」という。)と (落札業者) (以下「乙」という。)とは、株式会社JECC (以下「丙」という。)所有の_普通科教育用コンピューター賃貸借_(以下「物件」という。)の賃貸借及びソフトウェア の提供に関して、この責任において丙をして賃貸並びに提供させることについて、次の条項に従うほか、関係法令 を遵守し、信義誠実の原則を守り、これを履行するものとする。

(対象物件及び設置場所等)

第1条 甲は、丙から別表の物件を賃借し、乙は、丙をして甲に当該物件を賃貸する。

- 2 物件、提供を受けるソフトウェア及び設置場所は、別表記載のとおりとする。
- 3 この契約でソフトウェアとは、甲が、著作権者等適法な権原を有する者との間でソフトウェアの使用許諾契約を 締結することを前提に、丙から提供されるものをいい、記憶媒体、パッケージ及び取扱説明書等を含む。
- 4 乙は丙をして、この契約に基づく乙の債務を履行させるものとし、もし、丙がこの契約に規定する債務を履行しな いときは、乙が当該債務を履行しなければならない。

(契約期間)

第2条 契約期間は、令和7年3月31日から令和12年3月30日までとする。

(賃貸借料)

第3条 賃貸借料(ソフトウェアの提供料を含む。以下同じ。)は、月額金 円(うち消費税及び地

方消費税の額 金 円)とする。ただし、令和3年3月31日に限っては日額金

円(うち

消費税及び地方消費税の額金 円)とする。

2 契約期間中に1ケ月未満の端数を生じた月、又は乙若しくは丙の責に帰すべき理由により物件を使用できなか った月の賃貸借料は、日割計算(次式)により算出するものとし、円未満の端数については、これを切り捨てるも のとする。(月額賃貸借料金/当月の暦日数×当月賃貸借日数)

(賃貸借料の請求)

第4条 丙は、毎月10日までに前月分の賃貸借料を甲に請求するものとする。

(賃貸借料の支払)

第5条 甲は、前条の規定により丙から正当な請求書を受理した日から30日以内に賃貸借料を丙に支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(契約保証金)

第6条 甲は、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第100条第1項第8号の規定により乙、丙が納付すべき契約保証金を免除する。

(権利、義務の譲渡禁止)

第7条 乙及び丙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし 甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

(使用及び管理)

第8条 甲は、善良な管理者の注意をもって物件及びソフトウェアを使用及び管理するものとする。

2 物件に故障が生じたときは、甲は直ちに乙及び丙に報告するものとする。

(物件の維持及び費用)

- 第9条 乙及び丙は、故障を発見したとき、又は前条第2項の規定により甲から故障の報告を受けたときは、遅滞なく丙の責任において、物件が良好な状態で稼動できるよう必要な費用を負担して修理(天災その他の不可抗力による故障の修理を含む。)するものとし、設置場所での修理が困難な場合は、修理期間中無償で代替機と交換するものとする。ただし、甲の責に帰すべき理由によってその修理又は交換が必要になったときは、この限りでない。
 - 2 甲は、物件の修理が必要である場合において、次に掲げるときは、その修理をすることができるものとする。
 - (1) 乙が、前項に規定する通知があってから〇日以内に必要な修理をしないとき。
 - (2) 急迫の事情があるとき。
 - 3 前項の場合において、甲は、その修理に要した費用を支出したときは、乙に対してその費用の償還を請求できるものとする。ただし、甲の責に帰すべき理由によってその修理が必要になったときは、この限りでない。
 - 4 丙は、物件が正常に動作するよう、丙の費用負担において、必要な保守を行う。ただし、通常の保守を超える特別な保守を必要とする場合の費用は、甲の負担とする。

5 乙は当該物件を契約日までに納入しなければならない。ただし、特別な事情により期日までに納入が困難な場合は、納入できるまでの間同等の機能を有する代替機を用意しなければならない。

(消耗品の使用制限)

第10条 甲は物件に使用する消耗品について、この定める規格に合致したものを使用するものとする。

2 前項に定める規格以外のものを使用して生じた物件の事故については、甲の責任とする。

(ソフトウェアの使用)

- 第11条 甲は、ソフトウェアを物件以外の装置に使用し、又は複製してはならない。ただし、第1条第3項のソフトウェア使用許諾契約に認められている範囲で乙及び丙の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 2 甲は、ソフトウェアを第三者に提供してはならない。
- 3 乙は、甲の円滑な業務遂行に協力するため、ソフトウェア及びオペレーションについて、甲の職員に講習会等の 技術サービスを、乙の定めた基本サービスの範囲内で無償で行うものとする。

(技術支援)

第12条 乙は必要に応じてソフトウェアのインストール、トラブル処理等に関する技術支援を行うものとする。

(所有者の表示)

第13条 丙は、物件に自己の所有である旨の表示を付することができる。

(保険)

第14条 丙の負担において、物件に動産総合保険を付保する。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、委託事務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 前項における主体的部分とは、委託事務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分をいう。
- 3 乙は、委託事務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ(以下「再委託等」という。)てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等(以下「再委託等に関する事項」という。)を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託等することができる。
- 4 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、乙は、当該第 三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者につい ても、同様とする。
- 5 乙は、委託事務の一部を再委託等先から、さらに第三者に再委託等させる場合(3次委託等)には、甲に対し、

- 当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。 なお、4次委託等以降も同様とする。
- 6 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。
- 7 乙は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(生成AIの利用に関する保証)

第16条 乙は、委託事務を処理するに当たり、生成AI(人工的な方法により学習、推論、判断等の知的機能を備え、かつ、質問その他のコンピュータに対する入力情報に応じて当該知的機能の活用により得られた文章、画像、音声等の結果を自動的に出力するよう作成されたプログラム及び当該プログラムと連携して動作するプログラムをいう。以下同じ。)を利用する場合には、甲に対し、委託事務の処理の過程において第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害しておらず、成果物が第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害していないことを保証する。

(生成AIへの入力及び出力結果)

第17条 乙は、委託事務を処理するに当たり、生成AIを利用する場合には、委託事務の処理に関して知り得た秘密及び個人情報を生成AIに入力してはならず、生成AIの出力結果を確認して修正することなく成果物として甲に提出してはならない。

(履行遅滞の場合の違約金)

第18条 乙又は丙は、その責に帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないときは、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額(月額賃貸借料金×契約月数)につき年10.75%の割合で計算した額を違約金として甲に納めなければならない。

(損害賠償)

第19条 丙は、甲が故意又は重大な過失によって物件に損害を与えたときは、その賠償を甲に対して請求できるものとする。ただし、甲が物件を修理し、又は丙が動産総合保険で補償された場合は、その範囲内において甲は 賠償の責を負わないものとする。

(搬入・搬出料金)

第20条 物件の搬入及び搬出に要する費用は、乙及び丙の負担とする。

(甲の通知義務)

- 第21条 甲は、物件について改造又は仕様の変更をしようとするときは、乙及び丙に事前に書面で通知し、その承諾を得るものとする。
- 2 甲は、物件及びソフトウェアについて盗難、滅失、損傷等の事故が発生したときは、遅滞なく乙及び丙に通知するものとする。

(物件の返還)

- 第22条 甲は、契約期間が満了したとき又は契約を解除したときは、設置場所において物件を丙に返還するものとする。ただし、契約期間が満了したときは、丙は、甲の申し出において物件の一部又は全部を譲渡することができる。
- 2 前項の場合において、甲は、物件を受け取った後にこれに生じた損傷(通常の使用及び収益によって生じた物件の損耗並びに物件の経年劣化を除く。)があるときは、その損傷を原状に復さなければならない。ただし、その損傷が甲の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

(契約の解除)

- 第23条 甲は、乙又は丙が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、相当の期間を定めてその履行の 催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時に おける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 乙又は丙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。
- 第23条の2 甲は、乙又は丙が次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。
 - (2) 乙又は丙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。

- (3) 乙又は丙又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当すると認めたとき。
- 第23条の3 甲は、第20条各号又は前条各号に規定する場合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、 前2条の規定による契約の解除をすることができない。
- 2 甲は、翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約にかかる予算の減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。
- 3 甲は、前2条及び前項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 4 前2条の規定による解除に伴い、乙又は丙に損害が生じたとしても、乙又は丙は甲に対してその損害の賠償を 請求することはできない。
- 5 第2項及び第3項の規定による解除に伴い、乙又は丙に損害が生じたときは、乙又は丙は甲に対してその損害 の賠償を請求することができる。
- 6 前2条の規定により、この契約を解除した場合においては、乙又は丙は、次の各号による金額を違約金として甲の指定する期限までに甲に納付しなければならない。ただし、この契約を解除した場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。
 - (1) 賃貸借開始日前に解除した場合には、契約金額の10分の1に相当する額。
 - (2) 賃貸借開始日以降に解除した場合には、当該解除日の翌日から本契約期間の満了日までの期間に対する契約金額の10分の1に相当する額。
- 6 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙及び丙に通知するものとする。

(暴力団等の排除)

- 第24条 甲は、次条第1号の意見を聴いた結果、乙又は丙が次の各号のいずれかに該当する者(以下「暴力団等」という。)であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。
 - (1) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力 団員
 - (2) 暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- 2 前条第4項から第6項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

- 第25条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。
 - (1) 乙又は丙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
 - (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県、兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。
- 第26条 乙又は丙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(適正な労働条件の確保)

第27条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

(賠償の予約)

- 第28条 乙は、乙又は丙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この 契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として 甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。物品の納入後も同様とする。
 - (1) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6による刑が確定したとき。
 - (2) 刑法第198条による刑が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
 - (4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
 - (5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分に つき賠償を請求することを妨げるものではない。

(個人情報の保護)

第29条 乙及び丙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(調査等)

- 第30条 甲は、乙の委託事務の処理状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託事務の 処理に関して乙に適正な履行を求めることができる。
- 2 乙は、特別な理由がない限り、前項の調査又は報告に応じることとし、この契約の終了後も、この契約が終了する日(以下「契約終了日」という。)の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、同様とする。

(帳簿等の備付け)

第31条 乙は、当該委託事務に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、これらの書類を保存しなければならない。

(管轄裁判所)

第32条 この契約に係る訴訟の提起については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって 合意による専属的管轄裁判所とする。

(補則)

第33条 この契約書に定めのない事項については、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)によるほか、必要に応じて甲乙協議して定める。

(その他)

第34条 この契約に定めのない事項、又はこの契約に疑義のある場合は、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)によるほか、甲、乙、丙協議の上、定めるものとする。

この契約の証として本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

 甲 住
 所

 学校名
 兵庫県立

 高等学校校

 校長名

乙 住 所 商号又は名称 代表者氏名

丙 住 所 商号又は名称 代表者氏名

誓約書

暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。)を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 上記1及び2に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和 年 月 日

学校長 様

住 所

会 社 名

代表者名

印

住 所

会 社 名

代表者名 印

「個人情報取扱特記事項」

(基本的事項)

第1 乙又は丙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 乙又は丙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 乙又は丙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 乙又は丙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止 その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やか に廃棄又は消去し、甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙又は丙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙又は丙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに 複写又は複製してはならない。

(特定の場所以外での取扱いの禁止)

第8 乙又は丙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、甲の事務室内において行うものとし、甲が 承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

(事務従事者への周知及び指導・監督)

第9 乙又は丙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

(再委託の禁止)

第10 乙又は丙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については、自ら行い、第三者にその取扱を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第11 乙又は丙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙又は丙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第12 甲は、乙又は丙が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第13 乙又は丙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示 に従うものとする。 (基本的事項)

第1 乙及び丙は、別表に掲げる労働関係法令(以下「労働関係法令」という。)を遵守することにより、乙及び丙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。以下「特定労働者」という。)に対する最低賃金法(昭和34年法律第137号)第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。)以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

- 第2 甲は、特定労働者から、乙及び丙が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出が あった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。
- 2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙及び丙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について 報告を求めることができる。
- 3 乙及び丙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 4 乙及び丙は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。
- 5 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第3の第2項及び第4の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

- 第3 甲は、労働基準監督署から乙及び丙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を 受けたときは、乙及び丙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。
- 2 乙及び丙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。

(労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置)

- 第4 乙及び丙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法 の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に 報告しなければならない。
- 2 乙及び丙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置(以下「是正措置」という。)を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

- 第5 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
 - (1) 乙及び丙が、甲に対し 第3の第2項、第4の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
 - (2) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙及び丙が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(損害賠償)

第6 乙及び丙又は受注関係者は、第5の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

第7 乙及び丙は、第5の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなけ

ればならない。

別表 (第1関係)

労働関係法令

- (1) 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- (2) 労働組合法(昭和24年法律第174号)
- (3) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)
- (4) 労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)
- (7) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)
- (8) 労働契約法 (平成19年法律第128号)
- (9) 健康保険法 (大正11年法律第70号)
- (10) 厚生年金保険法 (昭和29年法律第115号)
- (Ⅲ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)

下記1の契約(以下「本契約」という。)に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

1 契約名

普通科教育用コンピューター賃貸借契約

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
 - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
 - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
 - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
 - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 年 月 日

学校長 様

所 在 地名 称代表者職氏名

印

所 在 地名 称代表者職氏名

印

別表 (誓約事項(1)関係)

労働関係法令

- (1) 労働基準法 (昭和22年法律第49号)
- (2) 労働組合法(昭和24年法律第174号)
- (3) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)
- (4) 労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)
- (7) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)
- (8) 労働契約法 (平成19年法律第128号)
- (9) 健康保険法 (大正11年法律第70号)
- (11) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)
- (11) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)